

# 地方分権関連議案を可決

## 自治事務など条例を整備

### 【地方分権一括法の概要】

「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（以下、地方分権一括法）」が平成十二年七月八日、国会で可決成立し、一部を除き平成十二年四月一日から施行されることになりました。

地方分権一括法は地方分権を推進し、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ね、国は本来果たすべき役割（国家としての存立にかかわる事務や全国的に統一して定めることが望ましい事務、全国的規模や視点で行わなければならない施策や事業など）を重点的に担うものとし、国と地方が対等、協力の新しい関係、行政システムを構築するものとされています。

その主な内容は○国と地方公共団体の役割分担の明確化○機関委任事務制度の廃止とこれに伴う事務区分の再構成（地方公共団体の処理する事務が自治事務と法定受託事務・国が本来果たすべき事務で国がその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律またはこれに基づく政令で特に定めるもの）に再構成され、いずれも法令に反しない限り、条例制定が可能）○地方事務官制度の廃止○国関与の見直し○権限移譲の推進（国の権限を都道府県に、都道府県の権限を市町村に移譲）○必置規制の見直し（廃止または緩和）○地方公共団体の行政体

### 【今定例会に提案された関連議案の主な内容】

地方分権一括法の施行に伴い本市においても関連する条例等の整備が必要となりました。

今定例会において審議した地方分権一括法に関連する議案の主な内容は次のとおりです。

◎地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定

地方分権一括法の制定により

改正された地方自治法をはじめとする法改正に伴うもので法律の引用条項の修正、用語整備の必要が生じた関係条例の整備を行うものです。

該当条例は……

鎌倉市福祉事務所設置条例・鎌倉市防災会議条例・鎌倉市まちづくり条例（それぞれ引用条項の修正）鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例（機関委任事務廃止に伴う手数料の徴収についての新たな規定の設置など）

◎鎌倉市準用河川占用条例の制定

河川法の一部改正により、準用河川占用に関する事項が法定

正により規定の整備を行うもの（漁港区域内の水域及び公共空地における土砂採取料、占用料の徴収に関する事務が自治事務とされたことによる徴収、減免、過怠金についての条項の新設など）

◎鎌倉市道路占用料徴収条例の一部改正

地方自治法の一部改正により本市が管理する道路、下水道等の占用等について関係条例の規定の整備を行うものです。

◎鎌倉市道路占用料徴収条例の一部改正

地方自治法の一部改正により本市が管理する道路、下水道等の占用等について関係条例の規定の整備を行うものです。

◎鎌倉市準用河川占用条例の制定

河川法の一部改正により、準用河川占用に関する事項が法定

## 不動産取得議案を可決

### 鎌倉中央公園用地など

今定例会に不動産を取得するための議案二件が提出され、いずれの議案も総員の賛成で原案を可決しました。

◎鎌倉中央公園第二区及び第三区用地

所在は山崎字東谷二〇二六番 ほか四十五筆、地目は田、畑及び山林、面積は二万三千六百二平方メートル、価格は十二億九千六百七十三万二千二百八十六円、市の買取計画に基づき、都市計画公園鎌倉中央公園用地の一部を引き続き取得するものです。

◎市立御成小学校校舎の一部

鎌倉市学校建設公社が建設した市立御成小学校校舎及び体育

館のうち、校舎一棟の一部及び校舎三号棟の給食室を取得するものです。取得面積は全延べ床面積の約一六・八％に当たる千二百二十八・一五平方メートル、価格は四億五千六百四十二万二千二百四十三円です。

◎公共下水道（汚水）築造工事 大船西汚水幹線第五区

本件は平成十一年二月十五日に議決を必要としない契約（※文末参照）として締結した工事の契約金額を変更しようとするもので、変更後の契約金額が一億五千万円を超えるため今回新たに「工事請負契約の締結」として議会に提案されたものです。

施工区域の岩盤層が当初の想定と異なり、工法の変更、地盤改良の必要が生じたため工事内容を一部変更しようとするもので、当初の契約金額に二千七百七十五万四千六百五十円を増額し、一億七千四百七十五万四千

六百五十円にしようとするものです。

◎地方自治法は一定の額以上の契約締結について議会で議決することを規定しています。その

長が決まったとのこと。税財源移譲なども含め、行政、市民と力を合わせ、さらなる地方分権に向け努力してまいりたいと思います。今回、議会も議案提出要件の緩和などを行いました。ホームページも開設し、より開かれた、バリアフリーの議会をめざします。

## 補正予算を可決

### 一般会計 特別会計

#### 介護保険円滑導入基金積立金追加など

今定例会に平成十一年度一般会計補正予算及び下水道事業特別会計など五特別会計の補正予算が提出され、審議の結果、いずれの議案も総員の賛成で原案を可決しました。

◇一般会計

補正の内容は歳入歳出いずれも二億二千九百万円を追加するもので、補正後の総額は五百四十三億四千八百九十万円となります。

歳出の主なものは職員の給与改定などに伴う所要の措置を行うほか、次のとおりです。

総務費：公共施設整備基金積立金の追加

民生費：障害者医療に要する経費、高齢者福祉に要する経費、老人保健医療事業特別会計への繰出金、介護保険円滑導入基金への積立金の追加、生活保護扶助に要する経費、国民健康保険事業特別会計への繰出金の減額。

衛生費：健康診査に要する経費、じ

今定例会に平成十一年度一般会計補正予算及び下水道事業特別会計など五特別会計の補正予算が提出され、審議の結果、いずれの議案も総員の賛成で原案を可決しました。

◇一般会計

補正の内容は歳入歳出いずれも二億二千九百万円を追加するもので、補正後の総額は五百四十三億四千八百九十万円となります。

歳出の主なものは職員の給与改定などに伴う所要の措置を行うほか、次のとおりです。

総務費：公共施設整備基金積立金の追加

民生費：障害者医療に要する経費、高齢者福祉に要する経費、老人保健医療事業特別会計への繰出金、介護保険円滑導入基金への積立金の追加、生活保護扶助に要する経費、国民健康保険事業特別会計への繰出金の減額。

衛生費：健康診査に要する経費、じ



用地取得が進む鎌倉中央公園

## 工事議案を可決

今定例会に工事請負契約を締結するための議案が提出され、審議の結果、総員の賛成で原案を可決しました。

◎公共下水道（汚水）築造工事 大船西汚水幹線第五区

本件は平成十一年二月十五日に議決を必要としない契約（※文末参照）として締結した工事の契約金額を変更しようとするもので、変更後の契約金額が一億五千万円を超えるため今回新たに「工事請負契約の締結」として議会に提案されたものです。

施工区域の岩盤層が当初の想定と異なり、工法の変更、地盤改良の必要が生じたため工事内容を一部変更しようとするもので、当初の契約金額に二千七百七十五万四千六百五十円を増額し、一億七千四百七十五万四千

今定例会では分権一括法の施行に伴い提出された多くの条例制定、一部改正議案を議決しました。国の政・省令の遅れなどもあり、自治体の多くは法改正に伴う対応に追われ、本来の趣旨である独自の取り組み、特色を出すまでに至らなかったのが現状であり、本市もまた、例外とは言えないかも知れません。

しかし道はまだ半ば、地方分権推進委員会も引き続き、監視や検討のため一年間の延

長が決まったとのこと。税財源移譲なども含め、行政、市民と力を合わせ、さらなる地方分権に向け努力してまいりたいと思います。今回、議会も議案提出要件の緩和などを行いました。ホームページも開設し、より開かれた、バリアフリーの議会をめざします。

◎公共下水道（汚水）築造工事 大船西汚水幹線第五区

本件は平成十一年二月十五日に議決を必要としない契約（※文末参照）として締結した工事の契約金額を変更しようとするもので、変更後の契約金額が一億五千万円を超えるため今回新たに「工事請負契約の締結」として議会に提案されたものです。

施工区域の岩盤層が当初の想定と異なり、工法の変更、地盤改良の必要が生じたため工事内容を一部変更しようとするもので、当初の契約金額に二千七百七十五万四千六百五十円を増額し、一億七千四百七十五万四千

## 議会のホームページをはじめました

議会報編集委員会では皆様により議会を知っていただくため、インターネットを活用した広報を検討してまいりましたが、このたび、5月1日よりホームページを開設する運びとなりました。内容は私たち議員の横顔をはじめ、議会の役割、会議の流れ、傍聴方法、請願・陳情の出し方、日程などをわかりやすくお知らせしています。

アドレスは…<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/gikai/index.htm>

かまくらグリーンネットからもアクセスできますので、ぜひ、ご覧下さい。

- |      |       |
|------|-------|
| 委員長  | 藤田 紀子 |
| 副委員長 | 岡田 和則 |
| 委員   | 高橋 浩司 |
| 委員   | 野村 修平 |
| 委員   | 吉岡 和江 |
| 委員   | 前田 陽子 |